

今週の専門用語



09

ページ

 異常所得

CFC税制上、部分合算を行ったとしても不当な残余利得が部分対象外国関係会社に滞留する可能性があるとの理由により設けられている所得カテゴリー。具体的には、各事業年度の決算に基づく所得金額から、支払いを受ける剰余金の配当等の額、受取利子等の額、有価証券の貸付けによる対価の額など10の所得類型に係る金額を控除し、さらに資産や費用の裏付けがある所得として「(総資産の額+人件費の額+減価償却費の累計額)×50%」を控除した残額が異常所得であり、合算対象となる。

13

ページ

 報酬の依存度

監査意見を表明する会計事務所等の総収入のうち、特定の監査業務の依頼人からの総報酬が占める割合のこと。2022年7月に改正予定の倫理規則では、2年連続して上場会社など(社会的影響度の高い事業体)の監査業務の依頼人に対する報酬依存度が15%を超えるような場合には、2年目の監査意見表明前のレビューが必要とされ、報酬依存度が15%を超えるような状況が5年間継続する場合には、原則として5年目の監査意見の表明後に監査人を辞任しなければならないとされている。

40

ページ

 MBO

マネジメント・バイアウトの略称でM&Aの手法の一つ。同じ企業買収のための手法であるTOBが、外部の法人などが株式の購入者となるのに対し、MBOは、その会社の経営陣らが株式の購入者となる点で大きく異なる。シナジー効果の低い事業部門の独立などの事業再編、上場廃止によるコスト減、短期利益を追求する株主からの解放などを目的として行われることが多いが、近年は、中小企業の事業承継の場面でもMBOが行われるケースが増えている。

From
編集室

◆既報の通り、金融商品取引法上の四半期報告書の廃止が事実上確定したが(本誌927号)、このニュースを報じた後、大手監査法人のパートナー4人と会食する機会があった。四半期報告書廃止について感想を聞くと、上層部は監査報酬が減りかねないことに若干の懸念を示しているものの、業務負担が減る現場は喜んでいう。◆KAMの記載や非財務情報の通読は監査法人の業務量を一定程度増やすことになるとはいえ、“時間との戦い”という側面が強い四半期報告書レビューよりは腰を据えてじっくり取り組める業務に見える。監査法人に所属する公認会計士の働き方としてもその方が健全と言えそうだ。(Q)

週刊T&Amaster 第930号

2022年5月16日発行(毎週月曜発行)

【編集人】南館茂雄

【発行人】村田幸雄

【発行所】株式会社ロータス21

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-11 6F

【販売】新日本法規出版株式会社

〒460-8455 名古屋市中区栄1-23-20

【お問合せ】販売・広告 (052)211-1525

記事内容 (03)5281-0020 ta@lotus21.co.jp